

どうしたら応募者が集まるのか?と悩んでいませんか…?

毎年恒例

賃金セミナー2019

「同一労働同一賃金」に対応する手当の見直し方

新年を迎えました。また賃金改定の時期がやってきます。

賃金問題は人材採用・定着などのヒトの問題と大きく関係し、頭を悩ませている経営者は多いことでしょう。労働基準法改正により「残業削減」を迫られますが、それには人材確保が必要です。しかしながら現実には「求人難」で増員どころではありません。雇用の流動化で「定着率」も悪化。自社の賃金水準を改めてチェックする必要があるのではないのでしょうか?

そこで中小企業の生の賃金データを集めている有限会社リョウママネジメント / 仁井田社会保険労務士事務所の仁井田佳之氏を講師にした毎年恒例のセミナーを開催します。

「同一労働同一賃金に対応するため手当の見直しも必要になるので、その対応策を示したい!」と力を込めます。すぐ参考にできるノウハウ満載。経営者の立場から、今日の経営に生きる提案をいたします。ふるってご参加下さい。

※内容は講師の都合で変更することがあります。

2019年2月26日(火)

受講費用

13:30~16:00(開場13:00) 録音

1名につき15,000円(税込)

※ このセミナーに参加するには、受講票が必要です。当日受付はできませんので必ず事前にお申込みください。 ※ 同業者は参加不可(社労士・税理士・経営コンサルタント等(代理含む))
※ 有限会社リョウママネジメント・仁井田社会保険労務士事務所の顧問先様は「無料」です。(別途申込みは必要。)

会場:VIP関西センター8Fセミナールーム 大阪市中央区北浜2-3-10 [地下鉄・京阪電車:北浜駅②番出口正面徒歩0分]

【講師】

一経営者の立場から考える実践派の
賃金コンサルタント・社会保険労務士

に い だ よ し ゆ き

仁井田 佳之



高知県出身。得意分野は従業員の採用・定着対策、賃金制度導入。

大企業のやり方を中小企業に導入しても無理であることを痛感。経験上、中小企業には独自の手法を導入することをモットーとしています。社労士としてバックボーンに幅広い人脈。銀行・各種団体依頼のセミナーは分かりやすく実践的であると好評。特にオーナー企業向けに特化した賃金・労務セミナーを得意とする。コンサルティングは一般論、抽象論を嫌い、その会社に合った丁寧な指導で、クライアントの絶大な信頼を得ている。労務問題の悩みやめめことを解決し、労使円満な環境を構築・提案するコンサルタント。

公務では、36協定相談指導員、メンタルヘルス促進員、治療と職業生活の両立支援に関する促進員としての講演・企業へのサポート、就業規則普及指導員として800社以上の就業規則の点検・指導経験あり。



ヒトの採用・定着のことなら社会保険労務士・仁井田佳之

有限会社リョウママネジメント
仁井田社会保険労務士事務所



20002183

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-3-10VIP関西センター4F
<https://ryouma-consul.com> ・ <https://www.niida-consul.com>

労務相談・手続きも安心して任せられる
「プライバシーマーク(Pマーク)」取得事業所

セミナーの詳細・お申し込み方法は裏面をご覧ください。

セミナーの詳細

※内容は一部変更することがあります。終了時刻は前後しますのでご了承ください。

第1部 コレが現実 最新の賃金情報

講師は中小企業の実際の賃金明細を集めた「ズバリ! 実在賃金」という統計を毎年作成して最新情報を提供しています。年収は? 賃金の総支給額は? 所定内の賃金は? 基本給は? 幹部の報酬は? 役員報酬は? 知りたい情報が一目瞭然です。

第2部 今年の賃金改定はココがポイント

その① 従業員が集まる会社になる

応募者に初任給を呈示したら辞退された経験はございませんか? 中途採用者の初任給を集めた調査データがありますので、それを参考にすればよほどに負けない初任給を決定できます。求人票を出す際に求められる「みなし時間外手当」の明確化、応募者が集まる求人サイトの見本をご紹介します。

その② 従業員が定着する会社になる

ベアとか定昇という区分のない中小企業にとって必要なのは、いくら上がったかという賃上げ情報ではないでしょうか? 世間相場を意識した新賃金モデルを紹介します。

その③ 従業員がやる気を起こす会社になる

「課長になりたがらない30代」が増えていませんか? 課長に残業代を払うようにして昇進昇給の仕組みを実現しましょう。

その④ 60代がやる気を起こす会社になる

定年後の再雇用者の賃金が最高裁で争われました。基本給の減額率は? 諸手当の支給は? 等々、気になることが一杯あります。「60代は第二現役世代だと位置付けるべきだ」と積極的な活用を提案します。

その⑤ 同一労働同一賃金という問題が発生しない会社になる

同一労働同一賃金という施策が始まると、特に問題が生じやすいのは「手当」です。皆勤・住宅・家族・通勤などの諸手当の見直しが避けて通れなくなります。

お持ち帰り頂ける資料

中小企業の賃金相場がわかる「ズバリ! 実在賃金」の各種グラフ(年収・賃金総額・所定内賃金・年間賞与) 世間相場と比較した自社の水準を知ることが給与改定の第一ステップです。 ※いずれも他では手に入らない貴重な資料です。

ご参加頂きたい経営者

「ヨソより多少でも良い給料を払ってあげたいと考える経営者」 「従業員の定着は何より重要だ!と考えている経営者」 「ぬくもりのある会社をつくりたいと考える経営者」

セミナー受講希望の方は下記内容をご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX:06-6203-2252

お問い合わせ

TEL:06-6203-2262

注意事項 ① 社会保険労務士、経営コンサルタント、税理士等、同業者(代理含む)のお申込みはご遠慮ください。
② 録音・撮影等はご遠慮願います。 ③ 申込後、振込先をご案内します。入金確認後、「受講票」をお送りします。

上記注意事項を理解の上、申込みます。

ふりがな 貴社名				社員数	業種
				正社員 名・パート 名	
ご住所	〒				参加人数 名
TEL		FAX		E-Mail	
ふりがな お申込者氏名		役職	ふりがな お申込者氏名		役職

※ご記入いただきました個人情報は、弊社サービスの提供・次回セミナーのお知らせのためにのみ使用いたします。未記入の項目があると、今回のお申込み・サービスの提供・次回セミナーのお知らせができない場合があります。(ご記入は任意) ※法令に基づく場合を除き、ご本人様の承諾なしに第三者及び委託先に提供することはありません。
※個人情報の開示・訂正・利用停止等のご要望にも対応させていただきます。【担当:個人情報保護管理者 TEL:06-6203-2262】